

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

京都では3年ぶりに時代祭の行列が巡行されました。

御池通を闊歩する馬や牛車の音。ようやく秋が来ました。

行列が巡行されるのは10月22日と決まっています。なぜでしょうか？答えは編集後記にて。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

弁護士伊山正和による**注意指導のセオリー**の人気は衰え知らず。

せっかくなので、このメルマガを読んでいただいたタイミングで月一回の復習をしましょう。次の①と②は音読推奨です。

①「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。

②「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

復習が完了したら、リンク先で無料提供している**注意指導書のひな形**を活用して実践してください。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID})

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

【1】皆様への情報提供

【2】当事務所のサービス案内

【3】ニュースレター案内

【4】編集後記

【1】皆様への情報提供

◆労務◆

【問題社員の放置は禁物！～モンスターになってしまうその前に】

<問題社員対応は遅くなればなるほど難しくなります>

従業員が働いた分だけ給料が支払われる。このことは、雇用という関係が成り立つための大前提であり、経営者であっても従業員であっても、共通の認識となっているはずですが、しかし、経営者と従業員とでは、何をもって「働いた」というのか、大きなズレが生じていることが少なくありません。働きぶりが悪い従業員に対しては、支払っている給料に見合わないと感じたり、さらにはこのまま雇い続けること自体に消極的になることもあり得ると思います。

では実際に、働きぶりが悪いことを理由にして給料を下げたり、場合によっては解雇したりすることも認められるのでしょうか。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=862?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=862?zc_cid=${CONTACTID}$)

【分限免職が認められた事例】

消防職員に対する分限免職処分が争われた事案で、最高裁判所は、処分が違法であるとしたとした広島高等裁判所の判断を破棄し、処分が有効であると判断しました。

最高裁の判断は、「本件各行為は、5年を超えて繰り返され、約80件に上るものである。その対象となった消防職員も、約30人と多数であるばかりか、上告人の消防職員全体の人数の半数近くを占める。そして、その内容は、現に刑事罰を科されたものを含む暴行、暴言、極めて卑しい言動、プライバシーを侵害した上に相手を不安に陥れる言動等、多岐にわたる。」「免職の場合には特に厳密、慎重な判断が要求されることを考慮しても、被上告人に対し分限免職処分をした消防長の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものであるとはいえず、本件処分が裁量権の行使を誤った違法なものであるということとはできない。」というものです。

分限免職は通常の会社員であれば普通解雇にあたります。

本件は、処分無効とした一審と二審の判断を最高裁がひっくり返した事案であり、解雇においてどのような事情があれば、①客観的合理性と②社会的相当性が認められるかを見極める事案として参考になるものと思われるので、ご紹介します。

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/402/091402_hanrei.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/402/091402_hanrei.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆会社法◆

【スピンオフ】

経済産業省が、スピンオフ（分割型分割、株式分配）の円滑な実施を支援するため、『「スピンオフ」の活用に関する手引』を改訂しました。スピンオフを行う際に活用できる施策や実務上の論点となり得る事項を中心に、以下の内容が追加されています。

- ・スピノフを行う際の会社法に基づく事業譲渡に係る総会決議の必要性 (Q5)
- ・スピノフされる会社の上場審査で必要となる財務書類の遡及監査の取扱い (Q18)
- ・スピノフ実施と同時に新株を発行する際の、金融商品取引法に基づく届出前勧誘規制の取扱い (Q22)
- ・スピノフを行う会社が、スピノフ実施後に他法人に買収され子会社になることが見込まれている場合の税務上の取扱い (Q29)
- ・スピノフを行う際の実務上の工夫 (スピノフの検討において、第三者がスピノフされる会社の株式を保有している場合の取扱い) (Q32)
- ・産業競争力強化法に基づく特例措置の解説の追加 (スピノフの際に取締役等が負う欠損填補責任の立証責任の転換 等) (Q3 及び参考 2)
- ・国内で実際に行われたスピノフ事例の追加 (5 ページ)

[https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220916005/20220916005-1.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220916005/20220916005-1.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

【「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示例】

東京証券取引所が、グロース市場の上場会社において、継続的な開示が求められている「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、投資者・アナリストからのご意見などを踏まえ、開示のポイントや、投資者に対し分かりやすく情報提供されていると考えられる開示例を取りまとめました。

何をどこまで書けば良いのか迷ったときの参考になります。

[https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8470.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8470.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆知的財産◆

【工業所有権法（産業財産権法）逐条解説】

特許庁が、工業所有権法（産業財産権法）の逐条解説をアップデートしました。

- ・特許法
- ・実用新案法
- ・意匠法
- ・商標法
- ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
- ・特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

について逐条解説されていますので、大変参考になります。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/chikujokaisetsu22.html?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/chikujokaisetsu22.html?zc_cid=$[CONTACTID])

【画像を含む意匠の関連意匠登録事例集】

令和2年4月1日に、「特許法等の一部を改正する法律」が施行され、我が国意匠法において新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。

この度、特許庁が、画像を含む意匠の意匠登録出願のうち、本意匠・関連意匠として登録されたものの中から、用途及び機能の類否について参考となる事例を公開しましたので、出願を検討する際や知財管理等にご活用ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html?zc_cid=$[CONTACTID])

【知的財産専用ページ】

当事務所 HP に知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=$[CONTACTID])

◆広告・販売規制◆

【連鎖販売取引・業務停止6か月】

とうとうアムウェイに行政のメスが入りました。昨年には、マッチングアプリで知り合った女性に対し、勧誘目的を告げずに一般人が出入りしない建物内でアムウェイへの会員登録の勧誘を行った自治体職員が逮捕された事件もありました。

今回は、

- ①氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称及び勧誘目的の不明示）（特定商取引法第33条の2）
- ②勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）
- ③迷惑勧誘（特定商取引法第38条第1項第3号）

④概要書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第37条第1項）

が問題となりました。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_221014_01.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_221014_01.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

【優良誤認表示・課徴金納付命令（2864万円）】

消費者庁は抗菌・抗ウイルス商法を許しません。

2022年9月14日には、使用することによりマイナスイオンが発生し、浮遊するインフルエンザウイルスを除去及び付着するインフルエンザウイルスを不活化する効果、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌及びレジオネラ菌を除菌する効果、アレルギー物質、浮遊ウイルスを分解、除去する効果並びに衣類の付着臭を分解、除去する効果が得られるかのような表示が優良誤認表示として、2864万円の課徴金納付命令を発しました。

[https://www.caa.go.jp/notice/entry/029903/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.caa.go.jp/notice/entry/029903/?zc_cid=${CONTACTID})

【適格消費者団体による差止請求（優良誤認表示）】

HP上で作業の最低料金のみが表示されるにとどまり、実際に要する可能性のある高額な料金の表示が無かった事案において、適格消費者団体が差止請求を行った結果、

- ①最低料金のみを表示しその金額に近い料金で作業等が可能であるかのような表示をしないこと
- ②相当程度高額となる場合の目安となる金額について、最低料金と同様に目立つように表示をすることとする協議が調い、HP上の表示を修正することになりましたので、同様の条項を定めている場合はご注意ください。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms204_221012_01.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms204_221012_01.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

【適格消費者団体による差止請求（消費者契約法違反）】

電子コミックの配信サービスにおける利用規約中の次の条項について、適格消費者団体が消費者契約法8条及び10条に抵触するとの理由で差止（変更又は削除）を求めた事案で、協議が調い、変更又は削除されましたので、同様の条項を定めている場合はご注意ください。

①規約変更規定

「当社は、本規約及び個別規約の内容を予告なく改訂、追加、変更又はその一部を廃止することがございます。なお、本規約及び個別規約を改訂、追加、変更又はその一部を廃止したときは、本サービスに関する

る一切の事項は改訂、追加、変更後の規約又は一部廃止後の残部の規約によるものとします。本規約の改定後、お客様が本サービスを利用した場合、改定後の本規約に同意したものとみなします。」

「本規約および個別規約は当社の判断により、事前に会員への通知なく変更・改定を行うことができます。本規約及び個別規約が変更された場合、会員の当該変更後の利用には変更後の規約が適用され、会員は当該変更に同意したものとみなします。」

②免責条項

「本サービスの全部または一部については、システムのメンテナンス、点検等のため、一時的に停止する場合があります。この場合、緊急の場合を除き、本サービス内でそのスケジュールを事前に告知するものとします。当社は、事前の予告の有無に関わらずサービスの一時停止時期の変更による損害について責任を負わないものとします。」

「お客様には、本サービスに関して被るいかなる損害についても、当社は一切賠償の責任を負わないことを承諾いただきます。」

「お客様には、インターネットに接続できない状況、また、本サービスをご利用できないいかなる場合においても、当社は一切の責任を負わないことを承諾いただきます。」

「本サービスの変更・停止・終了によって会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。」

「当社は、本サービスに掲載されている広告によって発生した損害および掲載された事実起因する損害に関しては一切の責任を負いません。」

③不返金条項・ポイント消滅に伴う不返金条項

「当社はおお客様が当社サービス購入時に表示される購入確認画面に同意したと同時にサービスを購入したものとみなし、その場合はその事由の如何を問わず一切の返金は行わないものとします。」

「会員は、本サービスが終了するときは、本サービス終了と同時に各コンテンツの利用ができなくなります。その場合はその事由の如何を問わず一切の返金及び、ポイントの返還は行わないものとします。」

「当社はいかなる理由によっても、既に支払われた情報料を一切返金いたしません。」

「当社は、当社の都合による本サービス又は一部サービスの中断や廃止、その他いかなる場合であっても、ポイントを現金その他に交換しません。」

「いかなる事情があろうと、有料アイテムおよびポイント購入後の取り消し、返金は一切できません。」

④管轄裁判所

「本サービス又は本利用規約に関してお客さまとの間で疑義又は争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には『東京地方裁判所』又は『東京簡易裁判所』を専属の管轄裁判所とします。」

「当社と会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。」

⑤分離可能性条項

「本規約又は個別規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約または個別規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。」

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms204_221012_02.pdf?zc_cid=\\$\[CONTRACTACTID\]](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms204_221012_02.pdf?zc_cid=$[CONTRACTACTID])

◆カスハラ◆

任天堂が、顧客も従業員も笑顔でいるためのルール作りとして、修理サービス規程/保証規程を改定し、「カスタマーハラスメントについて」の項目を追加しました。

この項目には、顧客が同社製品のアフターサービスを希望した際、「ご要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為を行うことはご遠慮ください」と明記されています。

そして、社会通念上相当な範囲を超える行為として、「威迫、脅迫、威嚇行為、侮辱、人格を否定する発言、プライバシー侵害行為、保証の範囲を超えた無償修理の要求、合理的理由のない謝罪要求、同じ要望やクレームの過剰な繰り返しや長時拘束」等を例示しました。

また、悪質な場合は警察や弁護士に相談のうえ適切な対処を行うことも明記しました。

[https://www.nintendo.co.jp/support/information/2022/1012repair_policy.html?zc_cid=\\$\[CONTENTID\]](https://www.nintendo.co.jp/support/information/2022/1012repair_policy.html?zc_cid=$[CONTENTID])

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ①クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ②担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③研修の実施
- ④クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆不正競争防止法違反◆

同業他社の売上データを取得したとして、2022年9月30日に「かっぱ寿司」の運営会社の社長らが逮捕され、10月3日には会社自体が書類送検されました。

被疑事実は、不正競争防止法違反（営業秘密侵害）のようです。営業秘密侵害とは、窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等をいいます。

営業秘密として保護されるためには、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①秘密管理性：秘密として管理されていること
- ②有用性：有益な情報であること
- ③非公知性：公然に知られていないこと

不正競争防止法違反には刑事罰もあり、民事上の責任だけで済まない重大な局面に陥ります。

不正競争防止法については、事例を盛り込んだ解説記事を作成しましたので、ぜひご覧ください。

[https://kyotosogo-law.com/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AE%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E7%AB%B6%E4%BA%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9B%B8%E8%AB%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AE%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E7%AB%B6%E4%BA%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9B%B8%E8%AB%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【ハラスメント相談窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント相談外部窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【4】編集後記

2022年10月号、いかがでしたでしょうか？

阪神タイガースの3位死守に向けた気合いとクライマックスシリーズ・ファーストステージでの戦いは本当に素晴らしかったと思います。賛否両論あるクライマックスですが、短期決戦の良さが存分に出たと思います。ファイナルステージでのズッコケも今年の阪神らしいといえばそこまでですが、そこは岡田章布新監督に締めてもらいましょう。

矢野暲大前監督、4年連続Aクラスは立派な成績だったと思います。大変お疲れ様でした。またいつか「シン・俺たちの野球」を見せてくれると期待しています。

湯浅京己投手に新人王を！

日本シリーズは純粋に野球を楽しみます。

F1は、第17戦シンガポールGP、第18戦日本GP、第19戦アメリカGPが開催されました。

カレンダー上は、シンガポールGPの前にロシアGPがありましたが、ウクライナ侵攻を受けて中止されました。一日も早くウクライナに平穏がもたらされることを心から願っています。

第17戦シンガポールGPは、美しいナイトレースです。

予選では、レッドブルのマックス・フェルスタッペン選手が燃料不足でQ3のアタックを中止する波乱。ポールポジションはフェラーリのシャルル・ルクレール選手。決勝は大雨でスタートが1時間以上の遅延。予選2位からスタートしたセルジオ・ペレス選手（レッドブル）が抜群のスタートを見せ、オープニングラップでトップを獲得すると、ルクレール選手を抑えきり、見事今季2勝目。これで17戦中13戦がレッドブルの優勝です（フェルスタッペン選手：11勝、ペレス選手：2勝）。

第18戦日本GPの舞台は、立体交差で世界的に有名な鈴鹿サーキット。新型コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催で、3日間で20万人が現地観戦しました。日本のレースイベント史上初めて内閣総理大臣が出席したレース、予選は快晴でしたが、決勝は大雨のためスタート直後に中断となり、中断時間を含め3時間を超える長いレースとなりました。現地観戦の皆様、大変お疲れ様でした。

レースは、フェルスタッペン選手が異次元の走りで見事ポール・トゥ・ウィン。そして、ペレス選手のプレッシャーがルクレール選手のペナルティを呼び、フェルスタッペン選手が2年連続のワールドチャンピオンに輝きました。

第19戦アメリカGPは、オーバーテイクが連発する好レース。アメリカでのF1人気は過去最高潮とあってよく、ハリウッドでは、ブラッド・ピット氏と「トップガン」のチームによるF1映画プロジェクトが始動しています。この映画には、通算7回のワールドチャンピオンに輝いたルイス・ハミルトン選手（メルセデス）がプロデューサーとして関わるとのことです。レースのリアリティはもちろん、ドライバー心理の描かれ方も楽しみです。

レースでは、フェルスタッペン選手は、ルクレール選手と抜きつ抜かれつの素晴らしいバトルを繰り広げ、ルイス・ハミルトン選手（メルセデス）ともナイスファイトを見せ、年間最多勝記録に並ぶ13勝となりました。アルファタウリの角田裕毅選手も10位入賞（レース後、他のドライバーのペナルティにより9位に繰り上がり）！

そして、この勝利により、レッドブルがコンストラクターズタイトルを獲得。メルセデスの連覇を8で止めました。チーム名にはホンダの名はありませんが、レッドブルのPU（エンジン）はホンダ製。ホンダエンジンがコンストラクターズチャンピオンとなったのは1991年が最後ですので、31年ぶりの快挙となりました！

オーディオブックでは、池井戸潤氏「アキラとあきら」を聴いて胸熱になりました。山崎瑛の稟議書、読んでみたいですね。

今は、ダニエル・コイル氏「THE CULTURE CODE 最強チームをつくる方法」と堺屋太一氏「全一冊 豊臣秀長 ある補佐役の生涯」を聴きました。

先導役になるとき、補佐役になるとき、攻めるとき、守るとき、それぞれの場面での自分の立場を意識しながら、

- ・心理的安全性
- ・弱さの開示
- ・共通の目標

を意識し、京都総合法律事務所を最強チームにしていきます。

おっと、答えを忘れるところでした。

10月22日は平安京の誕生日。

794年（延喜13年）10月22日に長岡京から平安京に遷都されました。

時代祭は、平安遷都1100年を記念して平安神宮が創建された1895年（明治28年）から始まったお祭りです。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com